

# 石巻市行財政改革推進プラン（案）

平成22年12月

## 目 次

1	石巻市行財政改革推進プランの策定にあたって.....	3
	(1) 石巻市行財政改革推進プラン策定の趣旨.....	3
	(2) 改革プランの枠組み.....	3
2	財政収支見通しと目標（行革効果）額.....	4
	(1) 財政収支見通し.....	4
	(2) 目標（行革効果）額.....	5
3	改革方針・改革目標.....	6
	(1) 改革プランの体系.....	6
	(2) 「改革目標」の実現に向けて.....	6
	A 公から民への施策転換.....	7
	B 定員削減と職員の意識改革.....	12
	C 財政の健全化.....	14
	D 成果志向の行政経営.....	19
	E 顧客志向と説明責任.....	20
4	関係団体への要請.....	21
5	改革プランの進行管理.....	21
6	目標額の内訳.....	22
7	改革目標一覧.....	23

## 1 石巻市行財政改革推進プランの策定にあたって

### （1）石巻市行財政改革推進プラン策定の趣旨

石巻市行財政改革大綱（平成18年2月策定）の実施計画として策定した「石巻市集中改革プラン（平成19年2月策定）」が、平成22年度で計画期間が終了することから、「(仮称)石巻市行財政改革推進プラン（以下「改革プラン」という。）」を策定し、持続可能な行財政運営を目指すものです。

なお、平成28年度以降、普通交付税が段階的に削減されることから、将来を見据えた財務体質への転換が必要不可欠です。

### （2）改革プランの枠組み

- ア 位置付け；平成18年2月に策定した「石巻市行財政改革大綱」（以下「大綱」という。）を踏まえた実施計画と位置付けます。
- イ 計画期間；中長期的に取り組むべき項目を掲載することとし、平成23年度から27年度までとします。
- ウ 目標額；平成23年度から27年度までの「財政収支見通し」を踏まえ、改革プランとしての目標額を設定します。なお、平成28年度以降を見据えた、目標額の設定をめざします。
- エ 改革方針；大綱に掲げた5つの改革体系に基づき、改革の方針や方向性を明示します。
- オ 改革目標；改革方針に基づく具体的な取組について、目標年度、主務課を明示します。なお、この改革目標の達成状況を毎年度評価し、環境変化に対応した「より具体的な取組」を推進（毎年度、改革目標を改訂；ローリング）することとします。

改革プランの枠組み	石巻市行財政改革推進プラン		
石巻市行財政改革大綱	(計画期間；平成23年度から27年度)		
改革体系	改革方針	改革目標	ローリング
A 公から民への施策転換 B 定員削減と職員の意識改革 C 財政の健全化 D 成果志向の行政経営 E 顧客志向と説明責任	大綱に基づき、改革の方針や方向性を明示する。	具体的な取組について、目標年度、主務課を明示する。	改革目標の達成状況を毎年度評価する。 毎年度、「改革目標」を改訂（ローリング）する。

## 2 財政収支見通しと目標（行革効果）額

### （1）財政収支見通し

改革プランに掲げる「財政収支見通し」については、平成23年度から平成27年度までの期間とします。

ただし、平成24年度以降においては、平成28年度からの「普通交付税の段階的削減」に対応できるよう、改革プランのローリングにあわせ、毎年度、「財政収支見通し」を作成、公表することとします。

収支見通し（単位；億円）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
歳入合計	644.4	609.2	601.4	572.9	567.0	
歳出合計	643.7	618.5	624.7	605.8	602.0	
歳入歳出 過不足額	0.7	▲9.3	▲23.3	▲32.9	▲35.0	▲99.8

収支見通しの前提条件等

- 1 この推計は、普通会計ベースで作成し、23年度以降の積算については、基本的に21年度決算から特殊要因等を控除し、それに各年度の特種要因を加味した数値としている。
- 2 主な項目については、各課からの試算数値である。

備考；「普通交付税の段階的削減」とは、「市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づいて合併した市町村について、合併後12年度目（本市の場合には、平成28年度）以降の普通交付税が、5ヵ年度にわたって段階的に減額されるものです。なお、合併後11年度間については、合併しなかったものと仮定し、旧1市6町ごとに算定した普通交付税の総額を保証するものです。

## （２）目標（行革効果）額

（単位；億円）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
A 公から民	0.4	0.7	1.3	1.2	2.3	5.9
B 定員削減	1.8	2.7	4.2	6.3	8.1	23.1
C 財政健全化	5.3	6.5	6.9	8.1	8.2	35.0
<b>目標（行革効果）額</b>	<b>7.5</b>	<b>9.9</b>	<b>12.4</b>	<b>15.6</b>	<b>18.6</b>	<b>64.0</b>

改革プランにおける「目標額」は、平成23年度から27年度までの累計で「**64.0億円**」と設定いたしました。

この目標額の積算については、歳出は効果が継続するものとして累積で計上し、歳入は単年度ごとの歳入を計上しています。また、主な取組内容と目標額の内訳については、p.22に掲載しています。

「歳入歳出不足額 99.8億円」の解消を図るためには、改革プランにおける「目標（行革効果）額 64.0億円」のみならず、財政調整基金や減債基金を一定程度取り崩す必要があります。

これら「目標額」の達成及び財政調整基金等による対応の結果、平成27年度末の**財政調整基金は、「28.3億円」程度の残高**が確保されるものと見込まれます。

この「目標額」の達成、更には後年度の環境変化に対応した「改革目標」のローリングによって、平成28年度以降における普通交付税の段階的削減を見据えた「財務体質の改善」を図っていかねばなりません。

### 3 改革方針・改革目標

大綱に掲げた5つの改革体系に基づき、「改革方針」として、改革の方針や方向性を明示します。また、「改革方針」に基づく、具体的な取組について、「改革目標」として目標年度、主務課（主体となって検討、実施する担当課）を明示します。

#### (1) 改革プランの体系

<b>A 公から民への施策転換</b>	
1	既存施設の統廃合・民間譲渡
2	指定管理者制度の活用
3	民間委託等の推進
<b>B 定員削減と職員の意識改革</b>	
1	職員定員の適正化
2	能力と成果を重視した人事・給与制度の確立
3	スリムな行政組織への再編
4	職員の意識改革
<b>C 財政の健全化</b>	
1	財務指標の改善
2	事務事業の再編整理
3	歳入の確保
4	病院事業の経営安定化
5	第三セクター等の見直し
<b>D 成果志向の行政経営</b>	
1	マネジメントサイクルの確立
2	財政収支見通しの策定
<b>E 顧客志向と説明責任</b>	
1	顧客志向と説明責任

#### (2) 「改革目標」の実現に向けて

「改革目標」は、毎年度、達成状況を点検評価するとともに、検討結果や状況変化、経済情勢や法制度の改正等に対応した「より具体的な取組」を推進（改革目標を追加、修正；ローリング）することとします。

また、「目標年度」については、基本的に、当該年度内での実施（又は検討終了）を目指すこととします。それぞれの主務課においては、より具体的な工程表を作成し、可能な限り前倒しでの実現を目指し、改革を加速させることとします。

## A 公から民への施策転換

これまで、多種多様な行政ニーズに対応してきた結果、行政サービスが肥大化しすぎた傾向があります。

このため、行政主体から市民が主体となる施策への転換が必要であることから、「1 既存施設の統廃合・民間譲渡」、「2 指定管理者制度の活用」、「3 民間委託等の推進」に取り組むこととします。

なお、「公から民への施策転換」を推進するため、NPOとの連携強化や地域自治システムの推進などにも取り組むこととします。

<b>改 革 方 針</b>	<p><b>1 既存施設の統廃合・民間譲渡</b></p>
	<p>本市には、多種多様な施設がありますが、所期の目的を達成した施設や民間が運営すべき施設などについて、「公共施設の見直し指針」に基づき、統廃合や民間譲渡、廃止を推進していきます。</p> <p>(1) 介護関連施設等</p> <p>高齢者福祉を目的に、公の施設として整備した在宅介護支援センターやデイサービスセンターについては、その整備目的を達成したことから、統廃合・民間譲渡を進めます。なお、具体的な統廃合時期等については、平成24年度からの「石巻市第5期介護保険事業計画」において、明示することとします。</p> <p>また、母子健康センター等については、所期の目的の達成状況や利用状況等を勘案し、順次、廃止や譲渡を推進していきます。</p> <p>(2) 支所と社会教育施設等</p> <p>支所及び公民館については、地域協働の核として、施設の一体的・効率的運営を目指すこととします。</p> <p>また、多数の社会教育施設や体育施設については、新たな運営体制や利用率の向上を検討するとともに、施設統廃合の方針を明確化します。</p> <p>(3) 集会所的施設や地域住民のための施設</p> <p>主に地域住民が利用する集会所的施設については、新たに「集会所的施設の譲渡等方針」を策定し、地域の地縁団体等への譲渡を推進していきます。</p> <p>また、学校統廃合等により設置された地域の体育館やプールについては、地域の意向を踏まえ、廃止（必要に応じて地元へ譲渡）することを検討します。</p> <p>(4) 市立保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校</p> <p>市立保育所の適正配置については、待機児童の解消や、保育ニーズへの対応を図</p>

	<p>りながら、必要に応じて、保育所の統廃合や分園の実施、認定こども園の活用などを推進していきます。</p> <p>市立小・中学校については、「石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、当該学区の地域住民や保護者との教育懇談を重ねた後、「地域との合意や求めに応じた個別計画」を策定します。</p> <p>市立女子商業高等学校と市立女子高等学校については、「石巻市立高等学校再編の基本方針」に基づき、統合して女子高として新設します。</p> <p>(5) その他</p> <p>所期の目的を達成した施設や民間が運営すべき施設などについて、統廃合や民間譲渡、廃止を推進していきます。</p> <p>特に、給食センター（6施設）については、老朽化した施設の更新・統廃合を推進します。</p>																																										
改革目標	<p>(1) 介護関連施設等</p> <table border="1" data-bbox="280 1014 1302 1341"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>改革目標（主務課）</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> <th>H 2 5</th> <th>H 2 6</th> <th>H 2 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>介護関係施設の統廃合・民間譲渡の推進（介護保険課）</td> <td>計画策定</td> <td>段階的実施</td> <td></td> <td>統廃合完了</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>北上高齢者生活福祉センターの譲渡（北上総合支所保健福祉課）</td> <td></td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 支所と社会教育施設等</p> <table border="1" data-bbox="280 1453 1302 1780"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>改革目標（主務課）</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> <th>H 2 5</th> <th>H 2 6</th> <th>H 2 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>支所・公民館の「地域協働の核としての方針」決定（行政改革課）</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>教育関係施設の統廃合（教育総務課）</td> <td>方針決定</td> <td>一部実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	1	介護関係施設の統廃合・民間譲渡の推進（介護保険課）	計画策定	段階的実施		統廃合完了		2	北上高齢者生活福祉センターの譲渡（北上総合支所保健福祉課）		検討	実施			No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	1	支所・公民館の「地域協働の核としての方針」決定（行政改革課）	実施					2	教育関係施設の統廃合（教育総務課）	方針決定	一部実施			
No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7																																					
1	介護関係施設の統廃合・民間譲渡の推進（介護保険課）	計画策定	段階的実施		統廃合完了																																						
2	北上高齢者生活福祉センターの譲渡（北上総合支所保健福祉課）		検討	実施																																							
No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7																																					
1	支所・公民館の「地域協働の核としての方針」決定（行政改革課）	実施																																									
2	教育関係施設の統廃合（教育総務課）	方針決定	一部実施																																								

（３）集会所的施設や地域住民のための施設

No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
1	集会所的施設の譲渡方針の策定（行政改革課）	実施				

（４）市立保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校

No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
1	小規模保育所の統廃合（子育て支援課）	一部実施	検討	一部実施		
2	認定こども園の活用（子育て支援課、教育総務課）	一部実施				
3	市立高等学校の統合（学校教育課）	基本計画策定				

（５）その他

No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
1	給食センター更新・統廃合の検討（学校管理課）	調査検討		基本構想策定		

\*上記「改革目標」については、計画策定時点において実施を予定されている主要なものを掲載（以下同じ。その他一覧・詳細は、後記のとおり。）

改革方針	<b>2 指定管理者制度の活用</b>						
	<p>「指定管理者制度導入基本方針」に基づき、引き続き、導入効果のある施設への制度活用を図るとともに、公募を推進することとします。</p> <p>また、新たに「おしかホエールランドなどの観光施設、総合体育館などの体育施設、社会教育施設」等について、指定管理者制度の導入を検討し、順次導入することとします。</p> <p>なお、公の施設の管理については、指定管理者制度が最善の選択肢ではない場合もあることから、施設の性質に応じ、活用を図ります。</p>						
改革目標	No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1	総合体育館への導入（体育振興課）	実施				
	2	総合運動公園への導入（体育振興課）		検討	実施		
	3	追波川運動公園への導入（体育振興課）		検討	実施		
	4	おしかホエールランドなど観光施設への導入（牡鹿総合支所地域振興課）	検討	実施			
	5	斎場への導入（環境課）		検討		実施	

改革方針	<b>3 民間委託等の推進</b>																											
	<p>現在直営で実施している部門について、部分的にでも民間委託が可能か検討を進め、民間委託を推進していきます。</p> <p>なお、職員定員の適正化を図るためにも、民間委託を推進する部門の明確化を図ることとします。</p>																											
改革目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>改革目標（主務課）</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> <th>H 2 5</th> <th>H 2 6</th> <th>H 2 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>窓口業務等の検討（市民課）</td> <td>一部実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>給食センター調理業務の検討（学校管理課）</td> <td>検討</td> <td>一部実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	1	窓口業務等の検討（市民課）	一部実施					2	給食センター調理業務の検討（学校管理課）	検討	一部実施			
	No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7																					
	1	窓口業務等の検討（市民課）	一部実施																									
2	給食センター調理業務の検討（学校管理課）	検討	一部実施																									

## B 定員削減と職員の意識改革

行財政運営の効率化を図るためには、少数精鋭の体制で、最大の行政効果を発揮していく必要があります。

このため「1 職員定員の適正化」、「2 能力と成果を重視した人事・給与制度の確立」、「3 スリムな行政組織への再編」、「4 職員の意識改革」に取り組むこととします。

改革方針	<p><b>1 職員定員の適正化</b></p> <p>職員定員の適正化については、将来の行政運営を見据え計画的な職員採用を進めながら、平成23年度から27年度までの5年間で、医療職、教育職、保育士などの専門職を除いた一般職員を102人削減します。</p> <p><b>2 能力と成果を重視した人事・給与制度の確立</b></p> <p>能力や成果を重視した人事制度を確立するために、人事評価制度の導入を図ります。なお、給与、昇任などの人事管理への反映だけでなく、人材開発と人材育成にも活用できる制度とするほか、上司からの一方的な評価のみならず、部下からの多面的な評価についても検討することとします。</p>																											
改革目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>改革目標（主務課）</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>職員定員の適正化（人事課）</td> <td colspan="5">毎年度実施・102人削減</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>人事評価制度の導入の検討（人事課）</td> <td>検討・ 試行</td> <td>一部実 施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							No.	改革目標（主務課）	H23	H24	H25	H26	H27	1	職員定員の適正化（人事課）	毎年度実施・102人削減					2	人事評価制度の導入の検討（人事課）	検討・ 試行	一部実 施			
No.	改革目標（主務課）	H23	H24	H25	H26	H27																						
1	職員定員の適正化（人事課）	毎年度実施・102人削減																										
2	人事評価制度の導入の検討（人事課）	検討・ 試行	一部実 施																									

<p>改革方針</p>	<p><b>3 スリムな行政組織への再編</b></p> <p>歳出規模の抑制や職員の定員適正化等に対応し、必要に応じて効率的な組織再編を図っていきます。また、意思決定の迅速化を図るため、職員の年齢構成等も勘案しながら、グループ制の見直しやフラット化を検討することとします。</p> <p><b>4 職員の意識改革</b></p> <p>行財政改革の推進にあたっては、職員の意識改革が必要不可欠であり、一人ひとりの資質と意欲の向上を図る必要があります。</p> <p>このため、人材育成基本方針に基づき「第3次中期研修計画」を策定し、研修の充実を図るとともに、全庁的な業務改善運動などを推進し、職員の意識改革を図ることとします。</p>																												
<p>改革目標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>改革目標（主務課）</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> <th>H 2 5</th> <th>H 2 6</th> <th>H 2 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>効率的な組織への再編（人事課）</td> <td>検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>第3次中期研修計画の策定（人事課）</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>全庁的な業務改善運動の推進（行政改革課）</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	1	効率的な組織への再編（人事課）	検討					2	第3次中期研修計画の策定（人事課）	検討	実施				3	全庁的な業務改善運動の推進（行政改革課）	実施				
No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7																							
1	効率的な組織への再編（人事課）	検討																											
2	第3次中期研修計画の策定（人事課）	検討	実施																										
3	全庁的な業務改善運動の推進（行政改革課）	実施																											

## C 財政の健全化

持続可能な行財政運営のためには、財政の健全化が必要であり、歳出の抑制とともに歳入の確保が不可欠であります。

このため、「1 財務指標の改善」、「2 事務事業の再編整理」、「3 歳入の確保」、「4 病院事業の経営安定化」、「5 第三セクター等の見直し」に取り組めます。

改革方針	<b>1 財務指標の改善</b>																											
	<p>財政健全化の指標としては、財政構造の弾力性を測る「経常収支比率」の改善を図るとともに、新規建設地方債発行額に上限を設けるなど、地方債現在高の縮減に努め、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の改善を図ってまいります。</p> <p>また、「大規模事業」に取り組む際には、一定額（一般財源＋実質公債費負担程度）の基金を積み立てるなど、建設時に要する一般財源及び後年度の公債費負担の軽減措置を講じます。</p>																											
改革目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 35%;">改革目標（主務課）</th> <th style="width: 10%;">H 2 3</th> <th style="width: 10%;">H 2 4</th> <th style="width: 10%;">H 2 5</th> <th style="width: 10%;">H 2 6</th> <th style="width: 10%;">H 2 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>経常収支比率の改善（財政課）</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">毎年度改善</td> <td style="text-align: center;">80% 台後半</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>地方債残高の縮減（財政課）</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">毎年度縮減</td> <td style="text-align: center;">600 億円台 前半</td> </tr> </tbody> </table>							No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	1	経常収支比率の改善（財政課）	毎年度改善				80% 台後半	2	地方債残高の縮減（財政課）	毎年度縮減				600 億円台 前半
	No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7																					
	1	経常収支比率の改善（財政課）	毎年度改善				80% 台後半																					
2	地方債残高の縮減（財政課）	毎年度縮減				600 億円台 前半																						
<p>備考；平成21年度普通会計決算            経常収支比率；95.6%、地方債残高；693億円余り（普通会計ベース）</p> <p>* 「財務指標」の目標設定について            「経常収支比率」については、平成27年度末までの目標として、類似団体平均（90%台）を下回る目標設定としたものです。            「地方債残高」については、過去5カ年の縮減実績（70億程度）を踏まえ、平成27年度末の目標を設定したものです。</p>																												

改革方針	<b>2 事務事業の再編整理</b>						
	<p>持続可能な行財政運営のためには、これまでの経過や枠組みなどにとらわれず、「外部評価」の実施、「改革プラン」のローリング等により、経常的な事務事業の再編・整理を推進し、経常収支比率の「毎年度改善」を図ります。</p>						
改革目標	No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1	各種委員報酬の見直し（人事課）	検討	実施			
	2	鼠族・昆虫等駆除事業のあり方の見直し（環境課）	実施				
	3	衛生推進員報酬の統一（環境課）	実施				
	4	保健相談センター相談員の廃止（健康推進課）	実施				
	5	敬老祝金の見直し（福祉総務課）	検討	実施			
	6	給食サービスの廃止（福祉総務課）	検討	実施			
	7	バリアフリー住宅サービス事業の見直し（福祉総務課）	実施				
	8	子育て応援カードの見直し（子育て支援課）	実施				
	9	体育活動補助金の基準の統一（体育振興課）	見直し	一部実施		一部実施	

改革方針	<b>3 歳入の確保</b>						
	<p>(1) 滞納整理の強化と納税等の利便性の向上</p> <p>歳入確保策として、市税、国民健康保険税、介護保険料、保育料、市営住宅の使用料、学校給食費などの収入率・収納率の向上を図るとともに、滞納整理の強化を推進します。なお、コンビニエンスストア納税などについても推進することとします。</p> <p>また、市税等のなお一層の収入率・収納率向上をめざすため、徴税体制の充実を図るとともに、市民の納税意識の高揚を推進し、「応益の原則・応能の原則」を徹底することとします。</p> <p>(2) 未利用財産の処分等による財源確保</p> <p>歳入確保策として、市有地等市有財産の処分、広告収入の拡充を図るほか、新たな財源の確保についても検討します。</p> <p>(3) 使用料・手数料等の見直し</p> <p>歳入確保策として、「使用料・手数料減免見直し指針」及び「使用料・手数料見直し指針」に基づき、受益者負担の徹底を図ることとします。</p> <p>なお、受益者負担の徹底を図るため、定期的に保育料、放課後児童クラブ利用料、下水道使用料等の改定を実施するとともに、3年ごとに各種使用料・手数料の見直しをします。</p> <p>また、合併未調整事項である「地籍調査終了地区内の登記地籍課税の実施」について検討を進めます。</p>						
改革目標	(1) 滞納整理の強化と納税等の利便性の向上						
	No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1	市税収入率（現年度分）の向上（税務課）	97.3%	97.7%	98.0%		
	2	市税の滞納整理強化（税務課）	毎年度2億6千万円				
	3	国民健康保険税収入率（現年度分）の向上（税務課）			90.0%		
	4	国民健康保険税の滞納整理強化（税務課）	毎年度2億5千万円				

No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
5	介護保険料収入率（現年度分）の向上（税務課）	98.3%				
6	保育料収納率（現年度分）の向上（子育て支援課）	98.0%				
7	市営住宅使用料収納率（現年度分）の向上（建築課）	97.0%				
8	公共下水道使用料の収納率（現年度）の向上（下水道課）			98.0%		
9	学校給食費収納率（現年度分）の向上（学校管理課）	99.3%				

\* 平成21年度決算における収入率・収納率（現年度分）

市税（96.3%）、国民健康保険税（87.3%）、介護保険料（98.2%）、保育料（96.9%）、市営住宅使用料（93.8%）、公共下水道使用料（97.4%）学校給食費（99.3%）

（2）未利用財産の処分等による財源確保

No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
1	市有地等市有財産の処分（管財課）	推進				
2	広告収入の拡充（各課）	実施				

（3）使用料・手数料等の見直し

No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
1	霊園管理料の徴収（環境課）		検討		実施	
2	放課後児童クラブ利用料の見直し（子育て支援課）	検討	実施			
3	保育料の見直し（子育て支援課）		実施	検討	実施	
4	登記地籍課税（税務課）	検討				

改革方針	<b>4 病院事業の経営安定化</b>						
	市立病院、市立雄勝病院、市立牡鹿病院の経常黒字化と不良債務を解消し、併せて一時借入金、他会計借入金の縮減に努め、経営の安定化を図ります。						
改革目標	No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1	公立病院・診療所改革プランに掲げる病院経営の効率化計画の達成（病院管理課）	達成				
	2	不良債務の解消（病院管理課）	解消				

改革方針	<b>5 第三セクター等の見直し</b>						
	第三セクター等の経営状況について引き続き点検・評価するとともに、所期の目的を達成した法人、経営状況の改善が見込めない法人については、廃止も含めた検討を行います。						
改革目標	No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7
	1	石巻地区土地開発公社の廃止（管財課）	廃止				
	2	第三セクター等の点検評価（行政改革課）	実施				

## D 成果志向の行政経営

効果的な行財政運営を図るためには、限られた経営資源（人・物・金）を有効に活用する「成果志向の行政経営」が必要であります。

このため、「1 マネジメントサイクルの確立」、「2 財政収支見通しの策定」に取り組むこととします。

改革方針	<p><b>1 マネジメントサイクルの確立</b></p> <p>平成22年度における行政評価と総合計画実施計画の連動結果を踏まえ、より効果的なマネジメントサイクルの確立を推進していきます。</p> <p>また、成果志向の行政経営を目指すため、行政評価制度を充実させるとともに、評価の目的を再認識（再定義）していくこととします。</p> <p>あわせて、「石巻市行政経営戦略会議」を開催し、マネジメントサイクルの確立に向け、幅広い見地からの意見や助言をいただくこととします。</p> <p><b>2 財政収支見通しの策定</b></p> <p>平成24年度以降、毎年度、中期の財政収支見通しを策定する中で、収支状況を的確に捉えるとともに、併せて政策的経費を確保し、持続可能な財政運営を図っていきます。</p>																																		
改革目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>改革目標（主務課）</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>行政評価・外部評価の実施（行政改革課）</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>行政経営戦略会議の開催（行政改革課）</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>財政収支見通しの策定（財政課）</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							No.	改革目標（主務課）	H23	H24	H25	H26	H27	1	行政評価・外部評価の実施（行政改革課）	実施					2	行政経営戦略会議の開催（行政改革課）	実施					3	財政収支見通しの策定（財政課）	実施				
No.	改革目標（主務課）	H23	H24	H25	H26	H27																													
1	行政評価・外部評価の実施（行政改革課）	実施																																	
2	行政経営戦略会議の開催（行政改革課）	実施																																	
3	財政収支見通しの策定（財政課）	実施																																	

## E 顧客志向と説明責任

納税者である市民の満足度を向上させるためには、これまで以上に説明責任を果たすとともに、市民の視点での行財政運営が必要であります。

このため、「1 顧客志向と説明責任」に取り組むこととします。

改革方針	<p><b>1 顧客志向と説明責任</b></p> <p>行政運営の透明性を向上するとともに、市民に対する説明責任を果たし、「市民との対話」を進めていく必要があることから、情報公開「日本一」の推進や、まちづくり懇談会の開催等を図る必要があります。</p> <p>また、横断的なプロジェクトを活用し、市民サービスの向上（顧客志向）を推進していきます。</p>																										
改革目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>改革目標（主務課）</th> <th>H 2 3</th> <th>H 2 4</th> <th>H 2 5</th> <th>H 2 6</th> <th>H 2 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>情報公開の推進（総務課）</td> <td>推進</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>市民サービス向上委員会の設置（行政改革課）</td> <td>設置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	1	情報公開の推進（総務課）	推進					2	市民サービス向上委員会の設置（行政改革課）	設置				
No.	改革目標（主務課）	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7																					
1	情報公開の推進（総務課）	推進																									
2	市民サービス向上委員会の設置（行政改革課）	設置																									

#### 4 関係団体への要請

財政健全化法に基づく連結決算の導入等を踏まえ、石巻地区広域行政事務組合、石巻地方広域水道企業団においても、本市に歩調をあわせた行財政改革を実施するよう要請していきます。

なお、一部事務組合で処理する事務（共同処理事務）のあり方についても、必要に応じて構成する東松島市や女川町と協議することとします。

#### 5 改革プランの進行管理

この「改革プラン」の実現に向けた進行管理を徹底するため、市長を本部長とする「石巻市行財政改革推進本部」において点検・評価するとともに、進捗状況や社会経済情勢の変化に対応した「改革目標」をより具体化し、毎年度「改革目標の改訂版」を策定することとします。

また、本プランの策定に際して意見をいただいた「石巻市行政経営戦略会議」に対し、「改革目標」の達成状況を毎年度報告することとし、市民の意見を受けながら改革を推進していきます。

なお、政府において検討されている「地域主権改革」の具体化等により、大幅な制度改正等がなされた場合には、改めて本プランの見直しを行うこととします。

「改革プラン」の実現には、本市の職員や組織が一丸となって取組んでいかなければなりません。

また、市民の理解、協力、連携、そして「支えあい」を通じて、「市民と協働の自治体経営」の実現をめざしていくこととします。

## 6 目標額の内訳

(単位；百万円)

区分（抜粋）	主な取組内容	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	計	
<b>A 公から民への施策転換</b>								
1	既存施設の統廃合・民間譲渡	介護関連施設等、支所と社会教育施設等、集会所的施設や地域住民のための施設、市立保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、その他	38	56	110	100	202	506
2	指定管理者制度の活用	おしかホエールランドなどの観光施設、総合体育館などの体育施設、社会教育施設等について、指定管理者制度の導入を検討し、順次導入	2	2	6	6	6	22
3	民間委託等の推進	窓口業務の一部委託（検討）、給食センター調理業務の一部委託（検討）	0	10	18	18	18	64
<b>B 定員削減と職員の意識改革</b>								
1	職員定員の適正化	職員定員の適正化	177	272	415	630	813	2,307
<b>C 財政の健全化</b>								
2	事務事業の再編整理	各種事務事業の見直し	102	117	118	215	216	768
3	歳入の確保	滞納整理の強化と納税等の利便性の向上、未利用財産の処分等による財源確保、使用料・手数料等の見直し	290	299	299	319	319	1,526
4	病院事業の経営安定化	市立病院、市立雄勝病院、市立牡鹿病院の経常黒字化と不良債務解消	127	215	252	275	283	1,152
	行財政改革推進に向けた取組み	特別職（市長、副市長、教育長）報酬削減、管理職手当削減（医師を除く。）	18	18	18	0	0	54
<b>行財政改革プラン 目標総額</b>			<b>754</b>	<b>989</b>	<b>1,236</b>	<b>1,563</b>	<b>1,857</b>	<b>6,399</b>

## 7 改革目標一覧

区分	No.	改革目標	H23	H24	H25	H26	H27	主務課
<b>A</b>	<b>1</b>	<b>既存施設の統廃合・民間譲渡</b>						
A	1	1	介護関係施設の統廃合・民間譲渡の推進	計画策定	段階的実施		統廃合完了	介護保険課
A	1	2	北上母子健康センターの廃止	実施				北上総合支所保健福祉課
A	1	3	北上高齢者生活福祉センターの譲渡		検討	実施		北上総合支所保健福祉課
A	1	4	支所・公民館の「地域協働の核としての方針」決定	実施				行政改革課
A	1	5	教育関係施設の統廃合	方針決定	一部実施			教育総務課
A	1	6	「集会所的施設の譲渡方針」の策定	実施				行政改革課
A	1	7	地域の体育館やプールの廃止の検討	検討				体育振興課
A	1	8	小規模保育所の統廃合	一部実施	検討	一部実施		子育て支援課
A	1	9	認定こども園の活用	一部実施				子育て支援課
A	1	10	老人福祉センター「寿楽荘」のあり方の検討	検討				福祉総務課
A	1	11	労働会館のあり方の検討	検討				商工観光課
A	1	12	有機センターの譲渡の検討	検討		実施		農林課
A	1	13	勤労者余暇活用センター「明友館」のあり方の検討	検討				商工観光課
A	1	14	市立高等学校の統合	基本計画策定				学校教育課
A	1	15	給食センター更新・統廃合の検討	調査検討		基本構想策定		学校管理課
<b>A</b>	<b>2</b>	<b>指定管理者制度の活用</b>						
A	2	16	総合体育館への導入	実施				体育振興課
A	2	17	総合運動公園への導入		検討	実施		体育振興課
A	2	18	追波川運動公園への導入		検討	実施		体育振興課
A	2	19	社会教育施設への導入	検討	方針決定			生涯学習課
A	2	20	おしかホエールランドへの導入	検討	実施			牡鹿総合支所

区分	No.	改革目標	H23	H24	H25	H26	H27	主務課
A	2	21	おしか家族旅行村オートキャンプ場への導入	検討	実施			牡鹿総合支所
A	2	22	おしか御番所公園への導入	検討	実施			牡鹿総合支所
A	2	23	金華山休けい所への導入	検討	実施			牡鹿総合支所
A	2	24	斎場への導入		検討		実施	環境課
A	2	25	牡鹿保健福祉センターへの導入	検討	実施			牡鹿総合支所
A	2	26	マンガアイランドへの導入	検討	実施			商工観光課
A	3	<b>民間委託の推進</b>						
A	3	27	給与計算事務の検討	検討				人事課
A	3	28	自動車運転業務の検討	検討				管財課
A	3	29	メール配送業務の検討	検討				総務課
A	3	30	電話交換業務の検討	検討	実施			管財課
A	3	31	その他全庁的な業務委託の推進	推進				行政改革課、人事課
A	3	32	市税納入通知書等発送業務の検討	検討	実施			税務課、情報政策課
A	3	33	窓口業務等の検討	一部実施				市民課
A	3	34	健診票等発送業務の検討	検討	実施			保険年金課、情報政策課
A	3	35	介護保険料納付書等発送業務の検討			検討	実施	介護保険課、情報政策課
A	3	36	学校用務員業務の検討	検討	方針決定			教育総務課
A	3	37	給食センター調理業務の検討	検討	一部実施			学校管理課
B		<b>定員削減と職員の意識改革</b>						
B		38	職員定員の適正化	毎年度実施・102人削減				人事課
B		39	人事評価制度の導入の検討	検討・試 行	一部実施			人事課
B		40	効率的な組織への再編	検討				人事課
B		41	グループ制の見直し	検討				人事課
B		42	第3次中期研修計画の策定	検討	実施			人事課
B		43	全庁的な業務改善運動	実施				行政改革課

区分	No.	改革目標	H23	H24	H25	H26	H27	主務課
C	1	財務指標の改善						
C	1	44	経常収支比率の改善	毎年度改善			80%台 後半	財政課
C	1	45	地方債残高の縮減	毎年度縮減			600億円 台前半	財政課
C	2	事務事業の再編整理						
C	2	46	例規システムの委託内容の見直し	実施				総務課
C	2	47	ペーパーレス化の推進	推進				総務課
C	2	48	電子決裁の検討	検討				総務課、情報政策課
C	2	49	公用車のより一層の集中管理化	検討	実施			管財課
C	2	50	新庁舎における維持管理経費の節減	実施				管財課
C	2	51	消防団の班の統合・再編	実施				防災対策課
C	2	52	「補助金見直し指針」に基づく、補助金の見直し	実施				各課
C	2	53	各種委員報酬の見直し	検討	実施			人事課
C	2	54	診療所特別会計の廃止	実施				健康推進課
C	2	55	鼠族・昆虫等駆除事業のあり方の見直し	実施				環境課
C	2	56	衛生推進員報酬の統一	実施				環境課
C	2	57	保健相談センター相談員の廃止	実施				健康推進課
C	2	58	介護相談員派遣事業の見直し	実施				介護保険課
C	2	59	敬老会の見直し	検討	実施			福祉総務課
C	2	60	敬老祝金の見直し	検討	実施			福祉総務課
C	2	61	給食サービスの廃止	検討	実施			福祉総務課
C	2	62	バリアフリー住宅サービス事業の見直し	実施				福祉総務課
C	2	63	社会福祉協議会への補助のあり方の見直し	検討	実施			福祉総務課
C	2	64	生きがいデイサービス事業の見直し	検討	実施			福祉総務課
C	2	65	子育て応援カードの見直し	実施				子育て支援課

区分	No.	改革目標	H23	H24	H25	H26	H27	主務課
C	2	66	水産物地方卸売市場管理事務所の業務体制の更なる見直し	検討	実施			水産課
C	2	67	おしかホエールランド特別会計の廃止	実施				商工観光課
C	2	68	石ノ森萬画館指定管理料の削減	検討	実施			商工観光課
C	2	69	友好都市(エバレット)交流事業の見直し	実施				河川港湾対策室
C	2	70	道路維持補修事業における更なるコスト削減	実施				道路課
C	2	71	道路街路灯へのLED電球導入の費用対効果の検討	検討	実施			道路課
C	2	72	地域住宅整備事業、公営住宅整備事業における更なるコスト節減	実施				建築課
C	2	73	公共下水道等有収率の向上	向上				下水道課
C	2	74	牡鹿交流センターの機能及び運営方法の見直し	検討	方針決定		実施	牡鹿交流センター
C	2	75	体育活動補助金の基準の統一	見直し	一部実施		一部実施	体育振興課
C	3	76	体育指導員の見直し	検討				体育振興課
C	2	77	「社会教育認定団体」の減免範囲の見直し	実施				生涯学習課
C	2	78	物件費、補助費の削減	実施			実施	各課
C	2	79	特別職報酬(市長、副市長、教育長)の削減、管理職手当の削減(医師を除く。)	実施				行政改革課、人事課
C	3	<b>歳入の確保</b>						
C	3	80	市税の収入率の向上(現年度分)	97.3%	97.7%	98.0%		税務課
C	3	81	市税の滞納整理強化	毎年度2億6千万円				税務課
C	3	82	国民健康保険税の収入率の向上(現年度分)	向上		90.0%		税務課
C	3	83	国民健康保険税の滞納整理強化	毎年度2億5千万円				税務課
C	3	84	介護保険料の収入率の向上(現年度分)	98.3%				税務課
C	3	85	保育料の収納率の向上(現年度分)	98.0%				子育て支援課
C	3	86	公共下水道使用料の収納率の向上(現年度分)			98.0%		下水道課

区分	No.	改革目標	H23	H24	H25	H26	H27	主務課
C	3	87			98.0%			下水道課
C	3	88			99.5%			下水道課
C	3	89	97.0%					建築課
C	3	90	99.3%					学校管理課
C	3	91	実施					学校教育課
C	3	92	検討	実施				税務課
C	3	93	推進					管財課
C	3	94	検討					管財課
C	3	95	実施					管財課
C	3	96	実施					各課
C	3	97	実施					体育振興課
C	3	98	実施					各課
C	3	99				検討		環境課
C	3	100		検討		実施		環境課
C	3	101	検討	実施				健康推進課
C	3	102	検討	実施				子育て支援課
C	3	103		実施	検討	実施		子育て支援課
C	3	104	検討					税務課
C	3	105	検討					都市計画課
C	3	106	実施	検討	検討	実施		下水道課
C	4	<b>病院事業等の経営安定化</b>						
C	4	107	達成					病院管理課
C	4	108	解消					病院管理課
C	4	109	検討					病院管理課

区分	No.	改革目標	H23	H24	H25	H26	H27	主務課
C	4	110 歯科診療所経営形態等の見直し				実施		河北総合支所保健福祉課
C	5	第三セクターの見直し						
C	5	111 「石巻地区土地開発公社」の廃止	実施					管財課
C	5	112 第三セクター等の点検評価	実施					行政改革課
D		成果志向の行政経営						
D		113 行政評価・外部評価の実施	実施					行政改革課
D		114 行政経営戦略会議の開催	実施					行政改革課
D		115 財政収支見通しの策定	実施					財政課
E		顧客志向と説明責任						
E		116 情報公開の推進	推進					総務課
E		117 まちづくり懇談会の開催	実施					秘書広報課
E		118 市民サービス向上委員会の設置	設置					行政改革課